

米国の B S E に対する食品安全委員会の対応

2003 年 12 月 24 日(水)

- ・ 米国農務省が米国ワシントン州において B S E に感染した疑いのある牛 1 頭が確認された旨発表
- ・ 厚生労働省は当面の措置として安全が確認されるまでの間、米国産牛肉の輸入を停止し、我が国の輸入状況の調査を指示
- ・ 農林水産省は動物検疫上の措置として米国産牛肉等の輸入を一時停止

12 月 25 日(木)

- ・ 第 25 回食品安全委員会において厚生労働省及び農林水産省から報告

12 月 26 日(金)

- ・ 英国獣医学研究所において陽性との確定診断。
- ・ 厚生労働省及び農林水産省は、正式に米国産牛肉等の輸入禁止を決定

12 月 29 日(月)

- ・ 米国の B S E に関する第 1 回日米会合を開催（農林水産省、厚生労働省、食品安全委員会及び外務省）

2004 年 1 月 7 日(水)

- ・ 米国農務省が同国で初めて確認された B S E 感染牛を D N A 鑑定した結果、カナダで出生したものと断定した旨発表

1 月 8 日(木)

- ・ 政府合同の調査チームを派遣（18 日帰国）
- ・ 第 26 回食品安全委員会において、12 月 29 日に行われた日米会合についての報告

1 月 20 日(火)

- ・ 第 28 回食品安全委員会（臨時）で、米国での B S E 発生に伴う海外調査についての報告を受ける

1 月 23 日(金)

- ・ 米国の B S E に関する第 2 回日米会合を開催（農林水産省、厚生労働省、食品安全委員会及び外務省）

1 月 29 日(木)

- ・ 第 30 回食品安全委員会において、B S E に関する日米会合についての報告を受ける

2 月 3 日(火)

- ・ 第 4 回プリオン専門調査会において、米国での B S E 発生に伴う海外調査及び日米会合の状況について報告

2 月 4 日(水)

- ・ 国際調査団が米国政府に報告書を提出

- 2月11日（水）
- ・米国ゼーリック通商代表が来日し、亀井農林水産大臣等と会談を行う（農林水産省等が対応）
- 2月20日（金）
- ・第5回プリオン専門調査会を開催。国際調査団の団長を務めたキム博士を招き、米国におけるBSEに関する措置について議論
- 2月21日（土）
- ・国際シンポジウム「動物プリオン病の診断と疫学～BSEへの新たな対策に向けて」の開催（内閣府食品安全委員会他後援）
- 3月3日（水）
- ・第6回プリオン専門調査会を開催。英国海綿状脳症諮問機関のスミス委員長を招き、英国におけるBSE及びvCJDの状況について議論
- 3月15日（月）
- ・米国農務省がBSEのサーベイランスのプログラム拡大を発表
- 3月26日（金）
- ・第7回プリオン専門調査会を開催。米国で発生したBSEに関する情報収集の状況について報告
- 3月30日（火）
- ・農林水産省は、米国産牛肉の輸入禁止問題の解決への国際獣疫事務局（OIE）による裁定を促すヴェネマン米国農務長官からの書簡（29日付け）
- 4月1日（木）
- ・第39回食品安全委員会において、BSEに関する米国の対応（22日付け書簡）について農林水産省から報告
- 4月2日（金）
- ・農林水産省は、ヴェネマン米国農務長官からの書簡（3月29日付け）に対する返書を送付
- 4月15日（木）
- ・第41回食品安全委員会（BSEについてプリオン専門調査会において議論）
- 4月20日（火）
- ・食品に関するリスクコミュニケーションーBSEに関する講演会ーにおいて、国際調査団の団長を務めたキム博士及びプリオン専門調査会金子委員との意見交換
- 4月22日（木）
- ・第8回プリオン専門調査会において、BSEについて議論
- 4月24日（土）
- ・米国のBSEに関する第3回日米会合を開催（農林水産省、厚生労働省、食品安全委員会及び外務省）

5月14日（金）

- ・ 第9回プリオン専門調査会において我が国のBSE問題全体について議論

5月18日（土）・19日（日）

- ・ 日米BSE協議に係る第1回専門家及び実務担当者会合を開催

6月1日（火）

- ・ 第10回プリオン専門調査会において我が国におけるvCJDのリスク及びBSE対策について議論

6月18日（金）

- ・ 第11回プリオン専門調査会において厚生労働省及び農林水産省が行っているBSE対策について議論

6月28日（月）～30日（水）

- ・ 日米BSE協議に係る第2回専門家及び実務担当者会合を開催

第3回日米BSE協議・共同記者発表

平成16年4月24日

1. 4月24日、日米両政府は東京において、米国産牛肉の輸入再開問題等に関する会合を開催した。両国代表は(1)米国産及び日本産の牛肉貿易再開に向けた全体的な枠組み、及び、(2)個別の技術的・専門的事項につき協議した。
2. 同協議には、日本側から、外務省佐々江経済局長、厚生労働省遠藤食品安全部長、農林水産省中川消費・安全局長、食品安全委員会梅津事務局長ほか、米国側から、農務省ペン次官(農業・海外農業担当)、ピアソン同副次官(食品安全担当)、ランバート同副次官(マーケティング・規制担当)、タープストラ同海外農業局長、保健福祉省食品医薬品局(FDA)サンドロフ動物医薬品センター所長、国務省ウォール農務・バイオ・繊維貿易部長、オコーナー通商代表部(USTR)農務課長、及び農務省、駐日米国大使館から担当者が出席した。
3. 今次協議の結果、日米両政府は下記の点について意見の一致をみた。

(1)全体的枠組み

WGを含めた日米協議を本年夏までの間に精力的に進めるとともに、日米双方がそれぞれの国内での議論を深め、本年夏を目途に米国産及び日本産牛肉の輸入再開につき結論を出すべく努力する。

(2)技術的・専門的事項

技術的・専門的観点から議論を要する事項として、具体的には、牛肉及び関連製品の対日・対米輸出再開に係る下記の項目につき議論を進める。

- (i)BSEの定義・検査方法
- (ii)SRMの定義と除去方法
- (iii)サーベイランスのあり方
- (iv)フィードバンのあり方
- (v)国としてのカテゴリー区分
- (vi)牛の月齢鑑別方法
- (vii)その他

(3)専門家及び実務担当者会合(WG)

日米両政府は、技術的・専門的事項について議論を行うために、以下を内容とする専門家及び実務担当者会合(WG)を設置する。

(i)WGメンバーの構成

基本的に両国の専門家及び実務担当者により構成(メンバーは早急に両国の合意により確定させる。双方が適当であると合意する場合には、OIE等の知見を参考とする。)

(ii)議論内容の扱い

食品の安全性を確保するための規則及び牛肉の安全性を含め、両国民に対する正確な情報発信に資するよう、適宜対外的にブリーフィングを行う。

(iii)タイムフレーム

本年夏までの間、毎月1回以上開催する。

(iv)局長級会合との関係

必要に応じて日米局長級会合を開催し、WGでの議論の状況の報告を受ける。

4. 次回局長級協議の開催日程について日米両政府は、5月中旬までにWGを立ち上げ、そこでの議論を踏まえた上で外交チャンネルを通じて調整をすることで一致した。

(丁)